

市内幹線道路沿道への生活利便施設

大網白里市都市整備課
令和4年4月1日

都市計画法 第34条第12号

開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められる開発行為として、災害の防止その他の事情を考慮して政令で定める基準に従い、都道府県の条例で区域、目的又は予定建築物等の用途を限り定められたもの

大網白里市都市計画法に基づく開発行為等の基準に関する条例 【第7条第6号】

市の総合計画又は法第18条の2第1項に規定する基本方針に基づく開発行為であって、規則で定める土地の区域（第4条第1項第4号に該当する区域に限る。）において、規則で定める用途の建築物を建築する目的で行うもの

大網白里市都市計画法に基づく開発行為等の基準に関する条例施行規則 【第3条第1号】

県道山田台大網白里線（国道128号交差点から県道飯岡一宮線交差点までの間に限る。）、市道都・4号線（ながた野境から国道128号交差点までの間に限る。）、市道01-013号線、市道01-020号線、市道6-0229号線又は白子町道106号線に接する土地の区域（敷地の主たる出入口は当該路線であり、敷地周長の7分の1以上が当該路線に接するものに限る。） 地域住民の日常生活に資する施設の建築を目的とする開発行為（建築物の延べ面積が1500平方メートル以下であり、かつ、建築物の最高高さが10メートル以下のものに限る。）であって、次に掲げる自己の業務の用に供する建築物の用途とする。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項及び第6項から第13項までに規定する営業の用に供するものを除く。

- ア 店舗
- イ 飲食店
- ウ コインランドリー
- エ 事務所
- オ 病院
- カ 動物病院
- キ 社会福祉施設

ク アからキまでに掲げる建築物に附属する建築物であって、次のいずれにも該当するもの

- (ア) 当該建築物において原動機を使用する場合にあっては、その出力が0.75キロワット以下であること。
- (イ) 当該建築物の作業場の床面積が50平方メートル以内であること。

市総合計画、都市マスタープランに掲げる土地利用を誘導するための開発行為で、市内幹線道路沿道への生活利便施設の立地を目的とする開発行為が該当します。

1. 申請地

●次のいずれかの道路に接する土地の区域であること

- 主要地方道山田台大網白里線（国道128号交差点から県道飯岡一宮線交差点）
- 市道都・4号線（ながた野境から国道128号交差点）
- 市道01-013号線
- 市道01-020号線
- 市道6-0229号線
- 白子町道106号線

2. 予定建築物

●地域住民の日常生活に資する施設で、次に掲げる自己の業務の用に供する建築物であること

- ・店舗
- ・飲食店
- ・コインランドリー
- ・事務所
- ・病院
- ・動物病院
- ・社会福祉施設
- ・上記の建築物に附属する建築物であって、次のいずれにも該当するもの

(ア) 当該建築物において原動機を使用する場合にあっては、その出力が0.75キロワット以下であること。

(イ) 当該建築物の作業場の床面積が50平方メートル以内であること。

※ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項及び第6項から第13項までに規定する営業の用に供するものを除く。

●建築物の延べ面積は1500平方メートル以下であること

●建築物の最高高さは10メートル以下であること

●主たる出入口は当該路線であり、敷地周長の7分の1以上が当該路線に接するものであること

備考

● 農業振興地域の整備に関する法律に規定する「農用地区域」や、農地法による農地転用が必要な土地においては、農用地区域からの除外や農地転用の許可が見込まれている必要があります。